

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定について、別紙1に掲げる部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、平成28年2月7日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「直近の核燃料税の更新にあたり、電力事業者と協議した際の会議録および、協議の場で提示した書類一式」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した。

- (1) 復命書（平成24年9月13日付け）
- (2) 復命書（平成24年10月16日付け）
- (3) 打ち合わせ記録（平成24年10月19日付け）
- (4) 打ち合わせ記録（平成24年11月7日付け）
- (5) 打ち合わせ記録（平成24年11月12日付け）
- (6) 宮城県核燃料税に対する想定QAについて（平成24年11月26日付け）

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年2月22日付けで異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものが含まれているため。

条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書には、法人の経営状況に関する記述など、当該法人の内部管理に属する情報が含まれており、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、県が税率等を検討するに当たり、法人から提供を受けた内部情報が含まれる場合があり、公開することにより以後の情報収集に支障を来し、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 異議申立人は、平成28年3月3日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

(1) 県の情報公開の姿勢について

県は事業者との協議について、日時や場所などを除くほとんどの部分を黒塗りにして公開。提示資料についても、タイトル部分を除くほとんどを非公開にした。全く情報を開示していないに等しい本件処分は、高邁な条例の趣旨を著しく阻害しているといえる。

(2) 税の透明性について

県の場合、課税対象者は〇〇〇〇株式会社（以下「特定法人」という。）だけで、核燃料税は電気料金に上乘せされる形で、特定法人管内の住民が支払っている。さらに、県は原発再稼働の事実上の同意権を握るなど、特定法人に対して優位な立場にあり、特定法人は県の意向に逆らうことが困難な状況にある。それだけに、核燃料税の課税には透明性が求められる。県の政策判断の合理性を検証する観点からも、できる限り判断の経緯が公開されなければならない。

そもそも税にはその性質上、高度な透明性と公平性が求められる。そのため、法定外税を創設する際は、総務大臣の同意を得ることが求められている。法定外普通税の創設・運用には、慎重な判断と透明性の高さが義務づけられ

ているところである。

こういった観点を無視し、意思決定の過程を秘密のベールに包むかのような本件処分の判断は、核燃料税への信頼性を根本から揺るがしているというほかない。現行の核燃料税の税率や仕組みが、いかなる理由で決まり、それに対して納税者たる特定法人がどういう主張をしたのか、県はつぶさに公開すべきである。

(3) 条例第8条第1項第2号該当性について

県は、特定法人担当者職氏名、担当部署の名称を非公開とした理由について「特定の個人が識別され、または識別されうるもの」と主張している。ただ、該当する担当者は職務として打ち合わせに臨んでおり、立地対策部門などの管理職らと類推される。一定レベルの役職員は通常、異動の際などに担当者氏名や新旧の担当部署の名称、職名などが公表されており、「会社職員録」など、市販されている書籍にもそれらの個人情報に掲載されている。担当者氏名も含めて公表することが望ましいが、仮に非開示とする場合であっても、少なくとも担当部署の名称、職名は公開すべきである。

(4) 条例第8条第1項第3号該当性について

県は「法人の経営状況に関する記述があり、それらは法人の経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められる」としている。しかし、電力会社は、公益企業であり、なおかつ株式上場企業である特定法人は、すでに相当程度の経営情報を公開している。非開示とする情報については、「真の意味で特定法人の競争を害する可能性が高い内容」のみに絞るべきである。

(5) 条例第8条第1項第7号該当性について

県は「これらの情報を公開することにより、法人との信頼関係が損なわれ〈中略〉率直な意見交換ができなくなり」などと主張している。なぜ、公開すれば率直な意見交換ができなくなるのか。本件処分では、県がいかなる考えで、どのような方針を特定法人に説明したかや、それに対して特定法人がいかなる反応を示したかという基本的な状況すら、読み取ることができない。このような過度な秘密主義は即刻改めるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が当審査会へ提出した、理由説明書及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書には、打合せの際の特定法人側出席者氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものである。

(2) 条例第8条第1項第3号該当性について

本件行政文書には、打合せの際の、特定法人側出席者が発言した特定法人の経営状況に関する記述があり、これらは特定法人の経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公開することにより、特定法人の事業活動が損なわれると認められる。

(3) 条例第8条第1項第7号該当性について

本件行政文書には、県が核燃料税の税率等を検討するに当たり、特定法人から提供を受けた内部情報や特定法人と交渉・折衝した情報が含まれており、これらの情報を公開することにより、特定法人との信頼関係が損なわれ、以後の情報収集に支障を来し、また、公開されることが前提となると率直な意見交換ができなくなり、今後の更新において県の方針決定が大幅に遅れる等、将来の事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められる。

すなわち、本件行政文書(1)から(5)までの概要欄について7号該当としているのは、そもそも公開することを前提とした打ち合わせではない特定法人との具体的なやりとりがつまびらかになれば、特定法人との信頼関係が損なわれ、今後の更新において率直な意見交換ができなくなり、また本県と電力事業者との協議内容が公開されれば、他県と他県の電力事業者との協議にも影響を及ぼし、ひいては他県との信頼関係も損なわれ、他県からの情報を得にくくなるなど、将来の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるためである。

また、本件行政文書(3)中「法定外普通税を必要とする財政需要額に関する調」は、原子力発電所の立地に伴う様々な諸施策等の経費を積み上げたもので、核燃料税の税率設定の根拠となるものである。その作成に当たっては、庁内関係部局に各事業の今後の見込みを照会し、今後の見込みを積み上げているにすぎず、各事業の実際の事業執行を約束したものではないため、公開することにより、県民に無用の混乱を招き、円滑な事業執行に支障が生じ、ひいては今後の財政需要額の調査において、関係部局の協力が得られなくなるため、7号該当としたものである。

さらに、本件行政文書(6)について7号該当としているのは、この想定

QAは特定法人からの作成依頼により作成し、提供しているものであり、QAそのものを開示することは、特定法人との信頼関係が損なわれ、今後の更新作業において、率直な意見交換ができなくなるためである。

(4) 税の透明性について

異議申立人は、核燃料税の課税には透明性が求められ、県の政策判断の合理性を検証する観点からも、できる限り判断の経緯が公開されなければならないと主張しているが、県が核燃料税の税率等の方針を決定した理由については、核燃料税条例議案を議会に上程する際に趣旨説明しており、その詳細についても議案審査の過程において説明を尽くしているものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記

録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、特定法人の担当者職氏名、担当者個人のメールアドレス、担当部署の名称、その所在地、その電話番号及びそのFAX番号が記載されている。

このうち、担当者氏名及び担当者個人のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イ又はロのいずれにも該当しないため、条例第8条第1項第2号の非開示情報に該当する。

しかし、その他の担当者職名、担当部署の名称、その所在地、その電話番号及びそのFAX番号については、個人に関する情報であるとまでは認められないため、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示すべきである。

また、特定法人の取締役の氏名については、同号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定してい

る。

ロ 条例第8条第1項第3号の該当性について

実施機関は、本件行政文書には、特定法人側出席者が発言した特定法人の経営状況に関する記述があり、これらは特定法人の経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公開することにより、特定法人の事業活動が損なわれると認められると主張している。

実施機関が主張するように、本件処分において非開示とした情報を開示することにより、当時における将来の特定法人の事業方針などが明らかとなるが、これらは既に公表されている情報又は大まかな事業の方向性を示しているに過ぎない情報と認められ、特定法人の事業活動が損なわれるような具体的事実とは認められず、実施機関からも特段その点についての主張はない。よって、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

(3) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

同号で規定する「支障が生ずると認められる」ためには、当該支障の程度や実現性が、名目的ではなく実質的であり、抽象的なものではないことが求められると解される。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

法定外普通税である核燃料税については、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき定めることができるものとされており、核燃料税の更新に当たっては、県は課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は納税者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないものとされている。実施機関によれば、総務大臣の同意を得るための留意事項として、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るように努めることが必要とされているとのことである。本件行政文書

は、課税について理解を得られるよう、事前に特定法人に対する説明や協議を行った際の記録である。

本件行政文書が公にされた場合の具体的な支障について実施機関に確認を求めたところ、県が核燃料税の税率等を検討するに当たり、特定法人から提供を受けた内部情報や特定法人と交渉・折衝した情報が含まれており、これらの情報を公開することにより、法人との信頼関係が損なわれ、以後の情報収集に支障を来し、また、公開されることが前提となると率直な意見交換ができなくなり、今後の更新において県の方針決定が大幅に遅れる等、将来の事務事業の円滑な執行に支障が生ずると認められるとの説明があった。

しかし、本件行政文書を個別に見ていくと、特定法人との交渉・折衝した情報や県側の見解や姿勢が明らかとなるが、公開しても将来の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるとまでは認められない情報であり、実施機関の主張についても、具体性に欠ける抽象的なものに留まるものであることから、特定法人との信頼関係が損なわれ、将来の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるとまでは認められない。

また、打ち合わせ記録（平成24年10月19日付け）に添付された「法定外普通税を必要とする財政需要額に関する調」について実施機関は、各事業の実際の事業執行を約束したものではないため、公開することにより、県民に無用の混乱を招き、円滑な事業執行に支障が生じ、ひいては今後の財政需要額の調査において、関係部局の協力が得られなくなると主張している。

しかし、「法定外普通税を必要とする財政需要額に関する調」の資料は、原子力発電所の立地に伴う様々な諸施策等の財政需要計画額を示したものであり、県の具体的事業を記載したものではなく、これらを公にしても県民に無用の混乱を招き、円滑な事業執行に支障が生ずるとまでは認められない。

さらに、実施機関は、公開することを前提とした打ち合わせではないため、特定法人との信頼関係が損なわれ、今後の更新において率直な意見交換ができなくなると主張するが、その記載内容を非開示とすることの合意があったとしても、当審査会は、条例の解釈に基づき判断するものであり、上記の判断を左右するものではない。

以上のことから、本件処分において非開示とされた情報は、公開しても将来の事務事業の円滑な執行に具体的な支障が生ずるとまでは認められず、条例第8条第1項第7号には該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上のとおり，本件処分のうち，実施機関が非開示と判断した情報について，当審査会は，別紙1に掲げる部分を除き，開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	項目	公開しない部分	適用 条文
(1) 復命書 (平成24年9月13日付け)	3 用務先等 相手方	担当者氏名	条例第 8条 第1項 第2号
	5 概 要	12行目 担当者氏名	
	別 紙	担当者氏名 担当者個人のメール アドレス	
(2) 復命書 (平成24年10月16日付け)	3 用務先等 相手方	取締役を除く担当者 氏名	
	5 概 要	42行目 担当者氏名	
(3) 打ち合わせ記録 (平成24年10月19日付け)	相手方	担当者氏名	
(4) 打ち合わせ記録 (平成24年11月7日付け)	相手方	取締役を除く担当者 氏名	
(5) 打ち合わせ記録 (平成24年11月12日付け)	相手方	担当者氏名	
	概 要	13行目 担当者氏名 22行目 担当者氏名	

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 3. 31	○ 諮問を受けた。(諮問第214号)
28. 4. 15	○ 異議申立人から意見書を受理した。
29. 4. 25 (第366回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 5. 22 (第367回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 6. 28 (第368回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 7. 26 (第369回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。 ○ 事案の審議を行った。
29. 8. 29 (第370回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 9. 22 (第371回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 10. 24 (第372回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 11. 29 (第373回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 12. 27 (第374回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 1. 23 (第375回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 2. 19 (第376回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成30年3月20日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
伊勢みゆき	特定非営利活動法人まなびのたね ネットワーク代表理事	
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
齋藤信一	弁護士	会長
十河弘	弁護士	